



『県民だれもが、
自ら考え自ら行動できる
自立した消費者となり、
安全で安心して暮らすことができる、
消費者被害のない広島県の実現』を
めざします。

超高齢社会の到来、高度情報化の進展など、消費者を取り巻く環境は変化し続けています。

消費者であるすべての県民が豊かな消費生活を送るためには、こうした環境の変化に的確に対応し、消費者トラブルに関心を持ち、自ら考え自ら行動できる「自立した消費者」となることが重要です。

県では、平成 23（2011）年 2 月に「広島県消費者基本計画」を策定し、消費者の安全・安心な暮らしを確保するための取組を進めてきたところですが、消費者を取り巻く社会経済情勢の変化や国の動き、県内の消費生活相談の状況などを踏まえ、これまでの取組をより一層加速させるとともに、消費者教育の充実を図るため、平成 27（2015）年度から 5 年間の計画期間とする「広島県消費者基本計画（第 2 次）」を策定しました。

この第 2 次計画では、新たに「5 年後の広島県の姿」を描き、これを実現するために、「市町相談体制の充実に向けた支援」や「高齢者・若者の消費者被害防止に向けた取組強化」、「消費者被害防止に向けた消費者教育の推進」を重点項目として掲げ、全庁挙げて取り組んでいくこととしています。

県民の皆様が、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思えるよう、これからも、この計画に基づき、市町や関係機関・団体等の皆様と連携・協働して「消費者被害のない広島県の実現」をめざし、消費者行政の一層の推進を図って参ります。

平成 27（2015）年 3 月

広島県知事 湯 崎 英 彦